

児童手当の第3子以降の加算に関するQ&A

問1 令和8年4月以降も養育する予定ですが、進学するか就職するか未定の場合、進路が決まり次第、申請するべきですか？

進路が未定の場合でも申請可能です。4月以降も対象の子を継続して養育する方は、見込の情報を記入していただき、令和8年4月16日までに申請してください。見込の情報から変更があった場合は、改めて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。（市ホームページからダウンロードして郵送していただくか、上越市役所こども家庭センター窓口へお越しください。）

問2 対象の子が就職または結婚している場合でも申請できますか？

就職または結婚している場合でも生活費等を負担しており、経済的負担が生じている場合は第3子以降の加算のカウント対象として認められますので、申請してください。

問3 令和8年4月以降は対象の子を養育する予定はないですが、申請が必要ですか？

対象の子が4月以降、独立して生活を営む場合は申請不要です。
ただ、別居をしているだけで、生活費等の仕送りをしているような場合は第3子加算の算定対象として認められますので、申請してください。

問4 なぜ卒業予定年月を回答しなければならないのですか？

22歳年度末より前に卒業する場合、卒業後の監護・生計状況を確認するためのご案内を送付する時期を把握するためです。

4年制大学に令和8年4月に入学する場合は、令和12年3月が卒業予定年月となります。

問5 申請期限を過ぎた場合、どうなりますか？

申請期限である令和8年4月16日を過ぎたのちに申請した場合、申請日の属する月の翌月分から第3子以降の加算を含む手当の支給となりますので早めに申請してください。

（例）4月16日までに申請した場合：4月分手当（6月10日支払い）から加算適用

（例）4月17日に申請した場合：5月分手当から加算が適用となり、1か月分減額となります。